

社会福祉法人 美咲会  
**グループホーム みずほ苑 運営規程**

(認知症対応型共同生活介護事業所・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所)

**(目的)**

第1条 この規程は、社会福祉法人 美咲会が運営するグループホーム「みずほ苑」(以下「事業所」という)が行う指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「事業」という)の適正な運営及び利用について必要な事項を定め、利用者が地域社会において自立した生活を営むことができるように、円滑な事業の運営を図ることを目的とする。

**(事業の目的)**

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境の中で、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び、日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

**(運営の方針)**

第3条 事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成し、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 事業者は指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、利用者・利用者の家族、事業所の所在する市区町村の職員、もしくは、地域包括センター職員、地域住民の代表等により構成される協議会(運営推進会議)を設置し、おおむね2か月に1回程度運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。
- 4 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かり易く説明する。
- 5 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 6 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

**(事業所の名称及び所在地)**

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 グループホーム みずほ苑
- 2 所在地 埼玉県富士見市関沢3丁目23番41号

**(職員の職種・員数及び職務内容)**

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(常勤)  
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- 2 計画作成担当者 2名(常勤)  
計画作成担当者は、共同生活住居の利用に係る協力機関との調整を行うとともに、指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成等を行う。また、入居者に対し日常生活上の介護その他必要な援助の提供にあたる。

- 3 介護職員 若干名（人員に関する基準を満たす人数）  
介護職員は、入居者の心身の状況等を的確に把握し、介護計画に基づき、必要な介護及び援助を行う。
- 4 夜間対応職員 2名  
夜勤者により、夜間の管理体制を図る。

#### （利用定員）

- 第6条 利用定員は18名とする。  
共同生活住居（秋桜ユニット）9名、共同生活住居（菜の花ユニット）9名

#### （介護の提供内容及び方法）

- 第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づいて介護サービスの提供を行うものとする。

- 1 日常生活について  
入居者が共同生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得ることで自身を回復し、可能な限り自立した生活が送れるように、「生活援助」を基本として個別にサービスを提供する。
  - ① 身の回りに関すること  
基本的に「入居者の意思」を尊重し、必要時には職員が助言・見守り・援助・介助をしながら、できる範囲までは、入居者自身の手で行えるよう進めていく。
  - ② 食事に関すること  
買い物、調理、炊事、配下膳、後片付け等は、入居者が協力しながら行う。献立の決定は、入居者の意思を尊重しながら決定・提供していく。但し、栄養上バランスに偏りがあると判断される場合は、事業者側から食材の再考や献立の提供をすることもある。
  - ③ 入浴・清潔保持に関すること  
基本的には、入居者の体調・希望で入浴は可能とする。入居者の意思を尊重しながら、入浴状況の把握を行い、時期を見計らって入浴の促し等を行う。自力では身体の清潔の保持が困難な場合、転倒の危険がある場合、身体チェックが必要と判断される場合は、職員が介助を行う。
  - ④ 排泄に関すること  
尿便意が不完全で、排泄や後始末が不十分な場合は、必要に応じて職員が対応する。この場合は、プライバシーに配慮した対応を行う。
  - ⑤ 洗濯及び清潔等に関すること  
入居者個人の私物に関しては、基本的に入居者が行う。但し、操作等に危険の伴う恐れがある場合は、職員が行う。
  - ⑥ 散歩や理美容等の外出に関すること  
地域との交流の機会を持てるように、可能な限り制限はしない。付き添いは、職員が行うことを原則とする。
  - ⑦ 医療に関すること  
医療機関への受診の付き添いは、家族が行うことを原則とする。しかし、状況によっては、職員が対応する。日常的な健康管理としては、バイタルチェックを始め内服、軽微な手当て等の最低限の健康管理や記録は、職員が実施・対応する。

2 入居者の生活環境に応じた活動について

入居者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動ができるように必要な援助を行い、充実した生活の中で、入居者の精神的な安定、認知症症状の進行を緩和する活動を確保する。

**(利用料、その他の費用及び支払方法)**

第8条 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料は、別紙「重要事項説明書及び個人情報使用同意書・契約書」に掲げる料金表によるものとし、当該指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスである場合は、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した際には、利用料のほか、家賃、食材費、光熱水費、日用品費、その他の日常生活費等に関わる諸経費については、別紙「重要事項説明書」に掲げる費用を徴収する。
- 3 第1項及び第2項の費用に支払いを受ける場合には、入居者及びその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の入居者は、当ホームの定める期日に、別紙「重要事項説明書及び個人情報使用同意書・契約書」で指定する方法により納入することとする。

**(入退居にあたっての留意事項)**

第9条 指定認知症生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の入居者対象者は、要介護者であって認知症の状態にある者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障のない者とし、入居申込者の入居にあたっては、以下の事項に留意する。

- ① 自傷他害の恐れがない者。
- ② 常時、医療機関において治療を必要としない者。
- ③ 主治医の診断書等により、認知症の状態にある者であることを確認する。
- ④ 入居申込者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握をする。
- ⑤ 入居申込者の家族による入居契約締結の代理や援助が必要な場合に、これらが期待できない場合については、関係区市町村と連携し、成年後見人制度や地域福祉権利擁護事業等の活用を図る。

なお、事業者が入居申込者に自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、他の認知症対応型共同生活介護事業者、介護予防認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院等を紹介する等の措置を講じる。

- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、サービスの提供(退去)を検討し、退去にあたっては以下の事項に留意する。
  - ① 利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退去後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退去に必要な援助を行う。
  - ② 利用者及びその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業所への情報提供及び保健医療サービス・福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努める。

**(介護計画の作成等)**

第10条 計画作成担当者は指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護職員と協議の上、援助の目標、サービスの内容等を

掲載した計画を作成する。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画は、個々に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に、計画の内容等について説明する。
- 3 計画の作成に当たっては、地域の特性や入居者の生活環境に応じたレクリエーション、行事等、入居者の趣味・嗜好に合った活動の確保に努める。
- 4 計画の作成、変更の際には、利用者及びその家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
- 5 入居者に対し、指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づいて各種サービスを提供すると共に、継続的なサービスの管理、評価を定期的に行う。

#### (契約書の作成)

第11条 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、入居者及びその家族に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名・押印を受けることとする。

#### (緊急時等における対応方法)

- 第12条 介護職員等は共同生活住居の入居者が病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。
- 2 事業者は入居者の病状などの急変に備えるため、あらかじめ協力医療機関、協力歯科医療機関を定めておくとともに、円滑な協力が得られる体制を確保しておく。
  - 3 共同生活住居に入居中、天災その他の災害が発生した場合、入居者の避難等の措置を講じるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

#### (非常災害対策)

第13条 事業所は、消防法令に基づき、消防計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年2回は実施する。そのうち1回以上は総合訓練を実施するものとする。

甲種防火責任者	管理者	
火元責任者	各計画担当者	
通報訓練	年2回	
避難訓練	年2回	又は 総合訓練(消火訓練含む) 年2回
防災訓練	年2回	

#### (衛生管理対策)

- 第14条 事業者は、入居者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。
- 2 職員は、感染症に関する知識の習得に努める。

#### (秘密保持)

- 第15条 事業所の介護職員は正当な理由なく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業者は、過去に職員であった者が正当な理由なく、業務上知り得た入居者また

はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、入居者の個人情報を用いる場合は入居者の同意を、入居者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

#### (苦情処理)

第16条 事業所は、利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事業関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等、必要な措置を講ずるものとする。

#### (事故発生時の対応)

第17条 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合、区市町村、入居者の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (その他運営に関する留意事項)

第19条 介護職員の質的向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回以上
- 2 事業所はこの事業を行うため、指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録、帳簿等を整備する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は「社会福祉法人 美咲会」と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和4年 12月 1日から施行する。